

第1回期日（10月10日）意見陳述案

原告代理人の宮國英男です。それでは、今度は、私の方から、主として、漁協による漁業権の一部放棄の決議によって、漁業権は消滅するものではない、という視点から意見を述べます。

このことについては、我が国において、これまでの政府の考え方は、訴状にも記載しましたように、「漁業権を変更しようとするときは、漁業法上、都道府県知事の免許を受けなければならないこととされており、漁業協同組合の総会で共同漁業権の一部放棄が議決されたとしても、そのことにより漁業権が当然に変更されるものではない。」等と説明されてきました。

このことは、共同漁業権の一部放棄がなされたとしても、その放棄された一部について、当然に漁業権が消滅するものではなく、新たに漁業権の変更の免許を受けなければならないということを意味しています。

そして、漁業権者が漁場区域の縮小を内容とする漁業権の変更の免許を受けようとする場合に都道府県知事が漁場計画の見直しを行った上で変更の免許を行うことについては、漁業法の規定に従い、漁場計画の見直しを行い、その見直し後の漁場計画に即して漁業権の変更の免許を行うことができる等と説明してきました。

では、なぜ、漁業権の一部放棄について、これを漁業権の変更として、知事の免許が必要なのかという点について考えてみます。

漁業権は、免許によって設定されるものです。そして、どのような内容の免許を設定するかは、漁業の種類、漁場の位置及び区域、漁業時期等の要素の組み合わせによって定められるものです。（漁業法11条1項）。

仮に、ある水面に設定された免許の区域を下図Aのように想定します。

この図を漁場の区域と想定してみてください。この区域は、「漁業の種類、漁場の位置及び区域、漁業時期」等の要素を考慮して、Aのような形で、免許されているのです。そこは、水面利用の特質に応じて多種多様の漁業をどう調整して全体の生産をどうあげるかという視点から、一定の漁場計画をもって設定されているので

す。私人の恣意的な思惑で設定されているものではありません。

ところで、漁業権の区域の一部放棄をするとどうなるかについて考えてみます。これを視覚的に分かりやすくしたのが、下図Bです。

この下図Bの中央部分が一部放棄部分です。AとBの図を見比べてみましょう。この両方の漁場は似て非なるものです。漁業権の一部放棄の決議によって、当然にその区域について、漁業権が消滅するという考え方は、私人の恣意に任せず、漁場計画のもとに、水面利用の様々な調整を検討して設定されたはずの、下図Aの漁業権が、私人の恣意によって、Bのような漁場になるということです。Bのような漁場とは、真ん中部分が丸く切り取られた、残りの斜線の部分です。そこには、漁業の種類、漁場の位置及び区域、漁業時期等の検討は当然にありません。各種の調整ということは全く検討されていません。

さまざまな調整の結果、設定されたAのような漁場における漁業権が、今度は、免許権者の関与しないところで、Bのような漁場に恣意的に変更することができるとしたら、これは現行漁業法の本質と全く相容れないものです。つまり、Aとして漁業権が設定されたはずであるのに、Bのような漁業権が、私人によって作り出されるという結果になるのです。

繰り返しますが、漁業権は免許によって設定されるのです。その免許は事前に、漁業の種類、漁場の位置及び区域、漁業時期等を検討して設定されるのです。それは、私人の恣意任せではないのです。

漁協が漁業権の一部放棄を決議したからといって、Bのようになった漁場について、そのまま漁業権が消滅したとして扱われるとしたら、漁業権の免許制度の根幹に関わるのです。

AからBへの形の違いは、明らかに「変更」と表現していいでしょう。漁業権の一部放棄とは、単に数量的に水域が減少したというものではないのです。Bのような漁場での漁業権でいいのかどうか、このような形での免許を設定するかどうかは、再度水面利用の特質に応じて多種多様の漁業をどう調整して全体の生産をどうあげ

るかという視点から、検討し直されなければならないのです。このことが、漁業権の一部放棄が決議された場合でも、これを漁業権の変更として、知事の免許にかからせなければならないとする趣旨なのです。

だからこそ、これまで国も漁業権の一部放棄があった場合でも、再度変更免許を得る必要があるのであって、漁業権の一部放棄が決議されたからと言ってそれだけで、漁業権が消滅するものではないとしてきたのです。

漁業権の一部放棄によって、当然にその一部が漁業権の対象ではなくなるものではないというのは、漁業権を免許で設定するという行政処分にかからせていることから来る当然の帰結であって、それは明治漁業法の時代から変わりません。明治漁業法の下でも、漁業権の一部放棄によって当然に、その一部の漁業権が消滅するものではないというのが通説的見解でしたし、現在の漁業法へ生まれ変わっても、それは変わらないのです。

漁協の漁業権の一部放棄によって、当然に漁業権の一部が消滅するということを強弁すると、大きく見て、まず、漁業権の変更免許の手続きを省略することができます。次に、岩礁破碎についても、許可を得る手続きを省くことができます。

これまでの正しい国の考え方が、辺野古海域埋立の事業を前にして、なにゆえに、突然変わったのか、そこが本件における問題の核心なのです。

図 A

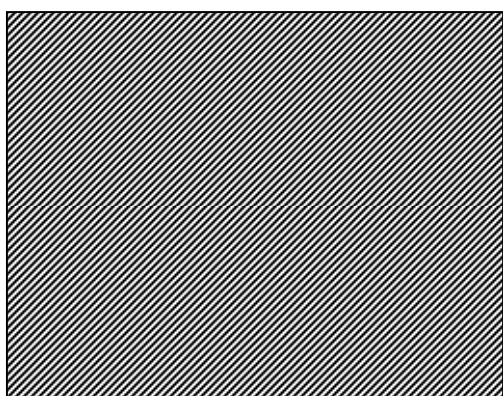
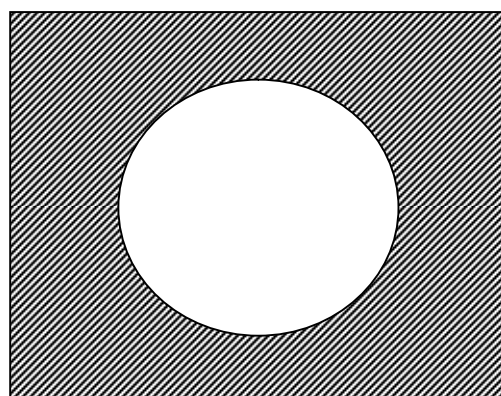


図 B



以上

